

被扶養者の国内居住要件等について

健康保険の被扶養者認定に際して、現在は対象者が国内に住民票を有するか否かについては認定要件としておりませんが、健康保険法施行規則の改正に伴い、令和2年4月1日以降、全ての保険者において、被扶養者は原則的に国内に住民票を有することが必須とされ、一定の要件に該当する場合のみ、例外的に国内に住民票を有さない場合でも認定が可能となります。

下記に事務の取り扱いを整理いたしましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 事務の変更点

令和2年4月1日に当組合に到着した被扶養者（変更）届から、被扶養者となるためには住民票が日本国内にあることが原則的に必須となります（但し、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、明らかに日本国内での居住実態がない場合には国内居住要件を満たさないものと判断します）。

被扶養者（変更）届にマイナンバーが記載されている場合には原則として国内に住民票を有しますが、マイナンバーの記載がない場合には国内に住民票を有するかどうか判断できませんので、住民票の添付をお願いします（新生児を除く）。

（1）海外に在住するなど、住民票が日本国内にない場合

原則として、被扶養者となることができません。

但し、住民票が日本国内にない場合でも、下表左欄に該当する場合、例外的に被扶養者となることができます。この場合、被扶養者（変更）届の海外特例要件理由欄の該当理由を〇で囲み、下表右欄の書類を添付してください（なお、書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の氏名が記載された日本語の翻訳文を添付してください）。

この取扱いに伴い、被扶養者（変更）届の様式に 海外特例要件理由欄を追加します。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証及び学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する方	査証、被保険者の海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	査証及びボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	個別に判断
---	-------

(2) 日本国内に在住しているが、被扶養者となれない場合

日本国内に住民票を有さない方は被扶養者となることができません。

また、日本での滞在目的が下記に該当する方は、日本国内に住民票を有していても日本に生活基盤があるとは認められないため被扶養者となることができません。但し、経過措置として、令和2年4月1日時点において国内の保険医療機関に入院中の場合は、入院申込書、入院診療計画書の写しを提出いただくことにより、退院するまで被扶養者となることができます。

日本の国籍を有しない方で、日本に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病もしくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行う方及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行う方（医療滞在ビザなどで国内におられる方）
日本の国籍を有しない方で、日本において一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行う方